

会 議 録 目 次

平成30年第2回海田町議会定例会（第3日目）

平成30年6月7日（木）午前9時00分 開議

日程第1	第31号議案	海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について……………	3
日程第2	第32号議案	平成30年度海田町一般会計補正予算(第1号)……………	5
追加日程第1	第33号議案	海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について……………	12
	(閉	会) ……………	15

平成30年第2回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成30年6月5日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 6月7日(木)9時00分宣告(第3日)

4. 応招議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

5. 不応招議員(1名)

2番 竹本 誠

6. 出席議員(15名)

1番	小田久美子	3番	富永やよい
4番	大高下光信	5番	大江康子
6番	兼山益大	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員（1名）

2番 竹本 誠

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽 勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	山崎 純
財政課	長	吉本真人
税務課	長	近森 茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
社会福祉課	長	日高博之
長寿保険課	長	新藤正敏
子ども課	長	森川雅枝
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稻田 誠
教 育	長	佐々木智彦
教 育	次長	伊藤仁士
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	主幹	倉本勇登

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局 長 中川修治

主 任 水 野 啓 太
主 事 木 村 俊 英

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 第31号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 第32号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 第33号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長、及び説明の委任を受けたものの出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第2に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、第31号議案について審議を続行いたします。

この際、町長より第31号議案の撤回の申し出がありました。取り扱いについて議会運営委員会で諮りたいと思いますので、暫時休憩をいたします。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前 9時01分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。引き続き、第31号議案について審議を続行いたします。この際、町長より発言の申し出があります。これを許しま

す。町長。

○町長（西田）御提案いたしました第31号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案及び資料の誤りを見落とししておりました。この議案を撤回させていただき、改めて提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）ただいま町長から第31議案について撤回したいとの申し出がございました。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今、町長から取り下げ、撤回ということですかね。何が言いたいかというと、ちょっと真剣味が足らんのではないのかと。しっかりこの際、執行部においてこの責任というものをどういうふう感じておるんか。引き続き言わせてもらうがね、昨日、一般質問で言ったが、総務部長、こういう全体的なことをチェックしなさいということを、昨日、一つ一つ、立場上、責任を感じてない。昨日の言うたことは、たとえ、福祉の問題であろうと、総務課で全部チェックしろと言うたはずなんじゃがね。まず、町長にも言わないかん。真剣味が足らん。一般質問の答弁書の読み違い、過去にも何本もあるが、もっと慎重に真剣になつたらんということ、こういうことが起きるということはね。そういうことを今後、ここで強く申し出させていただきますが、各課で処分というか対応をするんじゃないくして、執行部全体において、福祉の上でも真剣味が足らんのよ、こういう問題が起きるいうことはね。のんべんだらりんと、その場限りの仕事をしとるということなんよ。特に、総務という立場上、責任を持って、これは議長からも後刻でいいと思うが、しっかり忠告をしてもらいたい。のんべんだらりんとやとったんではつまらん、こういうことは。この際、強く求めて、町長に今後の執行体制、真剣にやるようお願いしときます。

○議長（桑原）お諮りいたします。第31号議案の撤回について、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、第31号議案の撤回について許可することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、第32号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算についてを議

題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第32号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算（第1号）、この度の補正予算につきましては、海田町地域公共交通実態調査業務に係る費用の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第32号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、資料17の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。資料17の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の町内循環バス運行事業につきましては、海田町地域公共交通実態調査を実施するため、地域公共交通会議委員謝礼及び調査業務委託料を合わせて660万2,000円を増額するものでございます。なお、本業務の内容につきましては、資料18、海田町地域公共交通実態調査業務の概要を併せて提出しておりますが、本業務は海田町の公共交通の利用実態や町民利用者の意向等を把握し、今後、利便性が高く、将来にわたり持続可能な地域公共交通を検討するための基礎資料を得るとともに、今後の方向性を整理することを目的としております。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費のかいた版ネウボラ事業につきましては、かいた版ネウボラをPRするために、当初予算では町内循環バスの車体の一部に広告を掲載することとしておりましたが、この度、バス全体にラッピング広告を掲載できる協議が整いましたので、当初予算で計上していた手数料を減額し、ラッピングデザインも含めたラッピング広告業務委託料を増額するものでございます。なお、その財源として歳入で増額するひろしま版ネウボラ構築モデル事業補助金を活用いたします。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。衛生費の清掃費の浄化槽減少化対策措置事業につきましては、廃業届が提出されたことに伴い、海田町浄化槽清掃運搬業転廃業交付金を交付するため、304万4,000円を増額するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。消防費の水防事業につきましては、自治総合センターからコミュニティ助成金の助成決定を受けて、自主防災組織の活動資機材の整備に対するコミュニティ助成事業、地域防災助成金40万円を歳入と合わせて増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いいたします。県支出金の県補助金のひろしま版ネウボラ構築モデル事業補助金につきましては、歳出で御説明したかいた版ネウボラ事業の財源として56万1,000円を増額するものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正予算の財源調整のため、964万6,000円を増額するものでございます。次に諸収入、雑入のコミュニティ助成事業、地域防災助成金につきましては、歳出で御説明した水防事業の財源として40万円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第32号議案を御説明いたします。第32号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に1,060万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億5,960万7,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。4ページの町内バスの地域公共機関調査実態業務委託ですが、今まで議員の皆様がいろいろな一般質問や意見が出ましたが、こういうことを今からきちっと検討してもらわなかったら、今後の循環バスがスムーズにいかないと思います。だから、しっかりこの委託料の中に地域の皆さんの意見もしっかりと踏まえ、検討してもらいたいと思いますが、そういうことを考えておられますかどうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回の実態調査業務につきましては、今議員が御指摘をされたような地域のニーズをしっかりと把握して、今後の見直しの土台となるものの資料を作成するものでございまして、適切に有効活用できるようなものを作っていきたく、そういうふうに思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）同じ項目で質疑をいたします。これまでも循環バス以外に路線バスの問題で、最近、高齢者が車を手放す、あるいは免許返納という形で、買い物難民、あるいは病院、通院等々で非常に交通の形態のことでいろんな要望がある訳です。これまでも、一般質問の中で何回が取り上げて、町内全体のバスの利用の仕方の問題、特に要

望が自治会から上がっております。南幸のバスの路線、町長もこれまで前向きな姿勢で取り組んでおられますが、ここの資料18の中を見ますと、平成32年度で実験運行準備、実験運行というのがありますが、実際にそれを今よりもはるかに延長するとか、あるいはそういうことを実行するための計画でおられるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今年度、実態調査の方を予算計上させていただきました、その業務をして、海田町の循環バスの運行目的を明確にする。来年度、具体的なルートの見直し案の中で、循環バスであったり路線バスであったり、他の輸送サービスというものをきちんと整理していく。それに基づいて、今具体的なルート案というのをお示しできないんであれなんですけども、それから32年度についてはまず実験運行の準備、それから実験運行を行っていくと、そういうスケジュールで今考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この公共交通会議に何度か出たんですけども、この度のこの調査業務、しっかりと非カバー地域、いつも会議の中にあまり非カバー地域の話が出てませんけども、しっかりこの中で検討して、それらを考えての運行、形態とか予算とかを考えていただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）これまでの何度か御答弁を申しておりますけども、非カバー地区を含む町全体の見直しをさせていただきたいというふうに答弁させていただいております。町全体の循環バスを含めた他の輸送サービス、路線バスなんかも含めたあり方を前回の地域公共交通会議でもお話をさせていただいたものと思っております。非カバー地区という個別なものは出しておりませんが、その問題を含む包括的なものとして今回調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今、そういうことで循環バスいろいろ、これは要望ですが、しっかり隅から隅まで、そういう路線バスと競合せんような形で一つやっていただきたいと。そして、8ページに浄化槽の目減り対策というところが出ている訳ですが、これ、過去に目減り対策の事業で3,000万円の拠出というのがあったので、これとの関係というんか、どうなるんかというのが一つね、目減り対策の3,000万円との関係。ということで、それと関連するのかもしれないのか、どのような支出金なのか、この辺の説明を

願いたい。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、平成23年に債務負担行為を転廃交付金の方を組ませていただいておりますけども、議員が御指摘のものは汚泥減少交付金というところで、汚泥の減少に伴って、業務量が減少して、その汚泥を収集する業者の経営的な補助ということで、一時金的な意味合いを含めた汚泥減少交付金をいうものを出資しております。その後、その業者が転業、廃業するときに、また個別に各市町がそれぞれの割合をもって払うというものでございます。今回のものは前回の一時金等と違って、廃業したために払う転廃交付金でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと理解できんというか、意味がよう分からんが、だから、いわゆるその目減り対策、これ、し尿のくみ取りと言う方が分かりやすいんかも分からんけども、浄化槽の目減り、し尿のくみ取り、目減り、そういうことでし尿の目減りということで3,000万円を、台数で車1台3,000万で、量は別にして、そのような記憶に、あなたたちも分かっと思ってじゃろう思うんですが、ここにもどうも減少対策となっておるので、だぶっとるんじゃないかということをお願いしたい訳よの、結論から言えば。だから、今の説明でいくと、何かその競っとる分で、浄化槽部分なのかということ、くみ取りの分と違うよというふうなことにも聞こえる訳ですが、もうちょっと分かりやすくというか、詳しくというか、理解しやすいように説明してもらいたいと思うが、よろしく。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）この転廃交付金は、し尿ではなくて浄化槽の汚泥の収集のためのお金でございます。これは汚泥処理業が今後業務が減ってきまして、業務の拡大もその事業者の営業グループで行うこともできない、それから、事業としての設備投資をしてもその回収をすることが容易ではない、そういう特殊な事情に対して転業する際、廃業する際に交付金を払うということを約束することで、現在の業務を安定的に行っていく、そういうことを目的とした交付金でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）二つほどお尋ねします。まず、地域公共交通実態調査、こちらの方、私が説明を聞き漏らしたんかもしれませんが、住民アンケート調査、これ、対象者は何名ぐらいでどういった形でアンケートを実施されるんでしょうか。

それともう一つは、ネウボラ事業でバスのラッピング、ええことなんです、確かこれ、まず看板広告の予算が3月で年度当初予算に上げたかと思います。それから、わずか2か月半で今度はラッピングになりますよ。腑に落ちんですよ。本来ならば3月予算の段階でラッピングの話をつけとったんじゃないんですかね。つけようと思っとなら。何で急にここでラッピングに変わるのか、たった2か月半で。

以上、2点お尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）住民にアンケート調査でございますけども、15歳以上の方、無作為で2,500を予定しております。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）当初予算計上時につきましては、循環バスに民間広告がございまして、かいた版ネウボラ広告は車体の一部に掲載する予定をしておりましたが、その後、バス会社との協議が進み、民間広告との配置を変更することが可能であることが分かりましたので、車体全体へのかいた版ネウボラ広告を掲載するために増額をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）先ほどのアンケートなんです、2,500ということですが、これは郵送でアンケートを送るということでよろしいでしょうか。続きまして、先のバスラッピング、話がついたらええことなんです、それは何で3月までに話をつけられなかったのか。広告を動かすことによってできますという話でしょう、ラッピングは。3月までにその話はできたのではないのでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）1点目については、議員御指摘のとおりでございます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）2点目につきましては、予算計上時までに調整がつかなかったもので、この度増額させていただいたものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）調整がつかなかったけど、2か月半で調整がついたということでできたんじゃないんですか。何でこんなにやかましく言うかいうたら、余計な仕事を増やしている訳でしょう、また。何で3月のときに一発でできるのにしなかったのか、不思議なん

ですよ。先ほどの議案の撤回のときに意見が出ましたけど、のんびんだらりんとやっとなるしか思えん。そんなことやとつたら、予算審査が何なんやという話。後から追加すりゃいいや、変えたら。そんな姿勢でおるから議案が間違っても、後、撤回すりゃいいや。真剣味が足らん、ほんまに。余計な審査をせにゃいけん。結局、あなたの部下が余計な仕事がまた1個増えとる。住民のためにならんような仕事を。

もう一遍言います。なぜ3月の段階でちゃんと話がつかなかったんですか。わずか2か月半でつく話が。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）3月の当初予算の段階では、既に広告を持って走っていらっしゃるといふところとの調整がつかなかったといふところをお話を受けて、当初は部分の広告といふことで進んでおりました。実際にお話を進める中で、バス会社さんの方から同じやるんなら、その方向もできるというふうな新たな拡大したお話をいただきましたので、できるだけ広告としてインパクトがあるという形のものをお願いをしまして、ラッピングという形でさせていただくことにしました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）3点ほど聞かさせていただきます。まず1点目、公共交通実態調査業務委託、これについてなぜこの時期にこれが上がってきたのか。本来ならばこれだけの大きな事業であれば当初予算にあげるべき。これは公共交通会議が予算の審議の前後、予算計上する前、以後にあつて、こういう話が出たからそうなったのかどうか。まず、その確認。

次に浄化槽のこの交付金の問題ですけども、今この議会の動きを見ましたら、多分これは直接海田町が払うんじゃないかと、安芸衛生管理組合を通して払われるものじゃないかと思われるんですが、安芸衛生管理組合の議事録に、議会が行われておりません。ということは、安芸衛生管理組合の当初予算に上げられた数字じゃないんかと思われるんですが、なぜそれがこの時期に上がってくるのか。これは安芸衛生管理組合で海田町が直接払う、そういう業者が急に出来たといふんであれば別ですよ。

それから最後、水防事業40万円増額されています。これは確かに特定財源で40万円が増えたから増えますよといふことは、これはコミュニティ助成事業といふのを今予算組んでるそれをもっと40万増やして多く自治会に補助、限られた費目かもしれませんが、多く皆さんにお配りすると考えてよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず1点目のなぜ当初でなくて補正だったのかというところがございます。平成29年に一部延伸を行いまして、1年間の利用者数を見させていただきましたが、その結果についてこの5月に地域公共交通会議を開催しました。その中で、町の方向性を大きく定めさせていただき、それに基づいた実態調査を行って、ニーズを判明確認して町のバスの運行目的、狙いを定める必要があったということで、今回の6月の補正でお願いをさせていただいたものでございます。

次に、転廃交付金の話なんですけども、この転廃交付金は4町とその汚泥処理業者と協定書を結びまして、安衛管から払うのではなくて、廃業をしたときに直接その市町ごとに払うということになっております。今回、衛生担当課長会議の中で、4月中に廃業届が出ましたので、6月補正に上げて、同じ時期に払おうというところでお話が整っております。

それから、コミュニティ助成事業の40万円ですが、これは40万円の財源があって、それをいろいろな自治会にまた振り分けるというのではなくて、昨年10月で広報でコミュニティ助成事業、防災のものがありますといったところ、一つの自治会が申請をしまいらして、それについて自治総合センターの方で採択されて、今回したものでございます。

以上です。

○議長（桑原）ほかにございますか。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論を終結します。

これより、第32号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第32号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり、これを決します。

この際、議長よりお諮りいたします。ただいま町長から第33号議案、海田町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。第33号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。これより議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 追加日程第1、第33号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第33号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案書及び資料に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。改めて提案をさせていただきます。

介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(新藤) それでは、第33号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。資料19の条例の概要及び資料20の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては、資料19の条例の概要でさせていただきます。1の改正の趣旨につきましては、この度、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。2の改正の内容でございますが、1点目が看護小規模多機能型居宅介護の指定申請ができる者は法人に限られていましたが、新たに病床を有する診療所を開設している者も指定申請ができることとなったものでございます。2点目は、定期巡回随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護において定期巡回サー

ビスを提供する訪問介護員等は、介護福祉士、又は都道府県が行う介護職員初任者研修の修了者と規定されていますが、当該研修が介護職員初任者研修と生活援助従事者研修に新たに区分されたことから、介護職員初任者研修を修了した者であることを訪問介護員等の要件とすることとなったものでございます。その下に研修の改正内容を記載しております。改正前の介護職員初任者研修はその修了者が身体介護及び家事等の生活援助を担うこととされていましたが、人材の裾野を広げることによって、マンパワーの確保につなげることを目的に、平成30年度から生活援助従事者研修が新設され、その修了者が家事等の生活援助を担い、従前の介護職員初任者研修修了者が主に身体介護を担うこととなりました。今回の改正で、定期巡回サービスを提供する訪問介護員は専門的な知識や技術が必要な身体介護を担うことから、介護職員初任者研修を修了した者に限られることが要件とされたものでございます。3点目は字句の整理を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上で第33号議案についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○6番（兼山）昨日も、私がちょっと七夕の会議がありまして、その後も夜9時半ぐらいでも電気が点いていまして、多分、そのことでいろいろ悩んでたんだなと思いますけど、ただ、一部の担当者でそういう議案をやるよりは法令審査会にかけるべきじゃないかなと、私はこう感じながらちょっとここ質疑します。1点だけです。

生活援助従事者研修、これを調べてみたんですけど、要は、主にヘルパーの資格とほとんど変わらないぐらいの感じで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）生活援助従事者研修につきましては、介護職員初任者研修とカリキュラムは同じ、10科項目がありますが、受講時間が初任者研修の方が130時間に対して、生活援助従事者研修は59時間と短くとなっております、主に介護実習が少ないということから、家事援助を中心にやる研修となっております。

○議長（桑原）もう一度、答弁をお願いします。長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）ホームヘルパーと同じでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第33号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第33号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり、これを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）平成30年第2回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、適切な御議決をいただきまして、厚くお礼申し上げます。皆様から賜りました御意見につきましては、これを十分に検討いたしまして、これからの町政の施行に反映させてまいりたいという所存でございます。これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たり、議長より一言申し上げます。本定例会において議案の撤回という極めてまれな事案が発生しました。執行部におかれましては、この件の重要さを真摯に受け止めていただくとともに、今後の議案書の作成に当たっては議案書の読み合わせ、間違いのチェック等を細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。また、町長におかれましては、議案の説明及び答弁の言い間違い、多数見受けられました。このことについても十分注意を払っていただくようお願い申し上げます。

以上で、平成30年第2回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前11時00分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員